平成２３年（フ）第１３２号
千葉県四街道市美しが丘３丁目９番13号　アスモ美しが丘Ａ棟203
債務者　犀川　正義
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６２号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢203番地、前住所東京都豊島区北大塚２丁目22番２号コーポ日の出101号
債務者　高井　　恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
新潟県長岡市荻野１丁目４番11号
債務者　松丸　智貴
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅533号
債務者　森脇　　昌
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
愛知県碧南市雁道町４丁目58番地　ゼクス碧南Ｂ棟203号
債務者　浅田　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
岡山県総社市井尻野1558番地３　雇用促進住宅４―503
債務者　日笠　富夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟805号
債務者　大出美代子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目４番１号
債務者　谷川　幸江
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
埼玉県新座市栗原四丁目10番２―302号
債務者　原　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目１番10号　朝志ケ丘ハイム106
債務者　杉原直樹こと　金　　昇勲
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
さいたま市北区宮原町２丁目６番地42
債務者　平井　直人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
さいたま市大宮区北袋町２丁目87番地　飯田荘102号室
債務者　齋藤　　満
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
さいたま市大宮区上小町805番地２　上小ハイツ２Ｃ
債務者　栗賀　公一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
さいたま市南区鹿手袋２丁目９番１号　ローズパレス103、旧住所福岡県嘉麻市椎木275番地
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７８号
さいたま市北区日進町２丁目1539番地７
債務者　蛯澤純子こと　エビサワ　ジョセフィン　ジョセフ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
さいたま市緑区東浦和５丁目12番地22　東浦和シティハイツ303
債務者　佐藤　豊彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
埼玉県北本市東間６丁目78番地　パークタウン東間201、旧住所埼玉県加須市上種足365番地10
債務者　小池　正明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係